

在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書

本年1月にアルジェリアで発生したテロ組織による人質拘束事件では多数の邦人犠牲者を出すという痛恨の極みの結果となった。

政府は、今回の事件を教訓に、今後このような痛ましい事件に在外邦人が巻き込まれることの無いよう、在外邦人の安全確保、危機管理について検証し、見直しを行うべきである。

とりわけ、政府の現地当局や企業からの情報収集・分析体制や関係各国との情報共有・協力関係等に問題がなかったかを早急に検証し、在外邦人の安全確保について事前・事後を含む総合的な対策のための法整備及び強力な危機管理体制の構築など必要な措置を講じるべきである。

また、同様の状況に置かれている企業等の安全確保・危機管理、さらに万が一被害が出た場合の被害者のケア、補償等についても万全の対策を講じるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

官 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
防 衛 大 臣	小 野 寺 五 典 殿